

## 著作権法 30 条（私的使用のための複製）と企業内小規模複製

2019年2月28日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. 企業等の内部の小規模複製について、「裁判例では、企業その他の団体において内部的に業務上利用するためになされる複製は、私的使用目的とは言えないとされた例がある。通説も、私的使用目的ではない複製が企業や大学等で広く行われていることを認めつつも、それらはすべて違法であるとしている。」（島並良他「著作権法入門第2版」（有斐閣2016年 p175））とあります。このため、企業担当者は、法順守と現実とのギャップで悩みがあるのではないかと思います。

そこで、頭の整理として、挙げられた裁判例を振り返り、企業等の内部の小規模複製について企業担当者の考える材料を提供できればと考えています。もちろん一刀両断のように解決できる問題ではないのですが、何かの参考になればと思います。

### 2. 舞台装置設計図事件について

（1）企業等の内部で使用する目的で複製した場合について述べた裁判例があります（東京地判平成 52 年 7 月 22 日「舞台装置設計図事件」）。そこでは、「企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、その目的が個人的な使用にあるとはいえず」とあります。

#### （2）事件の流れ（裁判所認定）

・昭和43年、原告は、韓国政府から、コンサルタントとして、舞台装置の基本図面及び仕様書の作成の依頼を受け、原告名義をとる舞台装置一式の設計図（以下、本件著作物と呼ぶ）と仕様書を作成し、韓国政府に本件著作物の複製物及び右仕様書を提出した。

・昭和44年11月、韓国政府は、原告他（被告に発注する訴外第三者を含む）に、入札の際に提出すべき設計図及び仕様書の作成上の参考資料を交付した。

・原告は、韓国政府は舞台装置の競争入札参加の意思表示として、昭和44年12月、本件著作物の複製物等を提出した。被告も同月入札に参加した。なお、被告が競争入札の際に無断で同複製物を複製した旨の原告の主張は、認められなかった。

・昭和45年2月、被告は、昭和44年12月の原告提出の同複製物を原告に無断で複製した。

### (3) 判決について

判旨：企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、その目的が個人的な使用にあるとは言えず、且つ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあるとは言えない

昭和45年2月の無断複製について被告は私的使用の抗弁を主張しましたが、企業内部の複製であっても、その目的が業務上利用にある場合は私的使用に該当しないと判示したのが本判決です。

### 3. 企業等の内部の小規模複製の30条適用の可能性について（学説の紹介）

以下のような場合は30条の適用範囲とする見解があります。

(1) 「老眼の社長が新聞を拡大コピーする行為」(同上)

(2) 「社長用の英語雑誌記事を秘書が翻訳する行為」(田村善之「著作権法概説第2版」(有斐閣2001年p200))

(3) 「出張時の荷物削減のため書籍を部分コピーする行為」(島並良他「著作権法入門第2版」(有斐閣2016年p175))

(4) 「複数の購入書籍の関連記事をコピーし1冊のファイルとする行為」(同上)

(5) 「遠方からの社内問合せにより購入書籍の関連ページをFAX送信する行為」(同上)

(1) 及び(2)については、社長が新聞や雑誌を業務上利用するかどうか、境界が微妙なところではありますが、単に個人的な教養目的ということであれば、上記判決に基づき、問題ないとされることが考えられます。

(3) ないし(5)については、具体的事情にもよりますが、上記判決に基づけば業務上の利用ということで複製権侵害の問題が生じるものと考えられます。

これら学説での例は、その行為の重大性(著作権者が被る不利益)を問題にしており、条文の文言の機械的適用では不十分であることを示唆するものと考えられます。ただ、条文の文言解釈では限界があることは間違いのない事実です。

### 4. 包括利用許諾他について

・一例として、以下の団体は企業との間で包括利用許諾契約を締結し、事前に問題が生

じないようにしています。

日本複製権センター、出版者著作権管、学術著作権協会

・また、包括利用許諾に限らず、日本経済新聞社等利用申込みサイトを設けている企業もあります。

## 5. シンポジウム等について

企業内等での少数部数の複製に関し、正面から取り上げたものとして、以下のものがあります。概要については「Waseda University RCLIP NEWSLETTER 2012」に紹介があります。

早稲田大学 2012 年度 JASRAC 秋学期連続公開講座第 1 回 (2012/10/6 開催)

第 2 部：企業内などにおける著作物の“ちょっとした”利用が許される範囲

○司会：前田哲男（弁護士） ○登壇者：齋藤浩貴（弁護士） 宮下佳之（弁護士）

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK  
大阪法務部：武田 憲学（大阪本部在籍）  
東京法務部：森山 浩（東京本部在籍）  
TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）  
TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）  
E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

### 【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

### 【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

### 【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。